

答 申 書  
(答申第140号)  
平成24年3月28日

個人情報の利用及び提供の制限に関する意見について（答申）

北海道個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、平成24年2月21日付け森林第936号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、実施機関においては、個人情報の提供先について慎重に審査を行うとともに、提供先において個人情報が適切に管理措置されるよう積極的に指導されることを要請します。

記

類 型	利用及び提供する理由又は必要性
森林施業の集約化に向けた「森林経営計画」の作成を目的とし、森林所有者や林業事業体等に対し、道が地域森林計画の作成のために収集・管理している個人情報を含む森林調査簿等の情報提供を行う。	国の「森林・林業再生プラン」の実現を目指し、平成23年4月に森林法が改正され、森林所有者や複数の森林所有者から森林の経営の委託を受けた森林組合や林業事業体等が、面的なまとまりを持った森林を計画の対象として施業の集約化を進めることにより、森林所有者に利益を還元し、継続的な森林経営計画制度が創設された。 施業の集約化を目的とした森林経営計画を作成するためには、森林組合や林業事業体等が対象地域内の所有実態や森林の現況を把握し、森林所有者から経営の委託を受けることなどが必要になるとされている。 このため、森林経営計画の作成という目的に限定し、森林所有者や林業事業体等に対し、道が地域森林計画の作成のために収集・管理している個人情報を含む森林の情報を提供することが必要である。